



上下水道だより

2026
下水道使用料改定
特集号

令和8年6月発行
佐賀市上下水道局
佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL(0952)33-1330
FAX(0952)33-1315

暮らしを支える安全安心な下水道を持続するため

下水道使用料を改定します

(平均改定率^{※1} 9.25%)

市民のみなさまにはご負担をおかけすることになりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

公衆衛生を支える重要な生活インフラである下水道事業を持続的かつ安定的に運営するため、上下水道局では、施設の共同化などによる施設の効率化、組織体制の見直し、業務の効率化など、これまで経費の削減に努め、16年間使用料を据え置きながら、市民のみなさまの安全安心を第一に取り組んできました。

現在、下水道を取り巻く状況は、使用料収入の減少、物価高騰などによる費用の増加と、大変厳しい状況(※2)にあります。今後も安定的に下水道をお使いいただくために、この改定に至りました。

上下水道局では、市民のみなさまの安全安心を第一に考え、管路の耐震化や施設の老朽化対策に、これまでどおり継続して取り組んでまいります。

災害対策



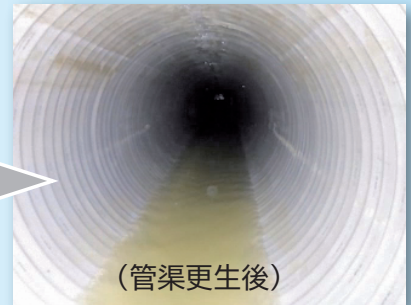
(マンホールと管路の浮上)

老朽化対策



(管渠更生前)

(腐食で鉄筋が見えている)



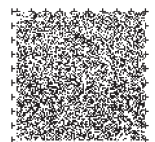
(管渠更生後)

(管渠を内側から更生)

Uni-Voice

※1 平均改定率は全体の改定率で、お客さまごとの改定率はご使用の水量によって異なります。

※2 詳しくはこちらをご覧ください。(上下水道だより下水道事業財政状況特集号) →



▲Uni-Voiceアプリを使うと
音声で聞くことができます

■ 新使用料の実施時期

令和8年7月1日施行

■ 新使用料への移行と、値上げ分の減免について

使用期間の初日が施行日(令和8年7月1日)以後の分から新使用料へ移行しますが、国の重点交付金を活用して値上げ分を6か月間減免しますので、実質的に新使用料をご負担いただくのは、令和9年4月請求分からとなります(公的機関を除く)。

※川副町については、検針・請求日の関係で令和9年3月請求分からとなります。

なお、水道料金は現行の金額のままとなります。



■ 新旧使用料表

① 公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料

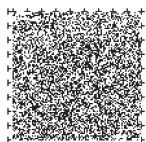
(2か月・税抜)

		旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)
基本使用料		2,200	2,200	据置
基本水量		20m ³ まで	解消	-
従量使用料 (1m ³ あたり)	① 1~20m ³	-	19	+19
	② 21~40m ³	178	200	+22
	③ 41~60m ³	189	206	+17
	④ 61~100m ³	200	208	+8
	⑤ 101~200m ³	234	239	+5
	⑥ 201m ³ ~	289	291	+2

② 市営浄化槽使用料

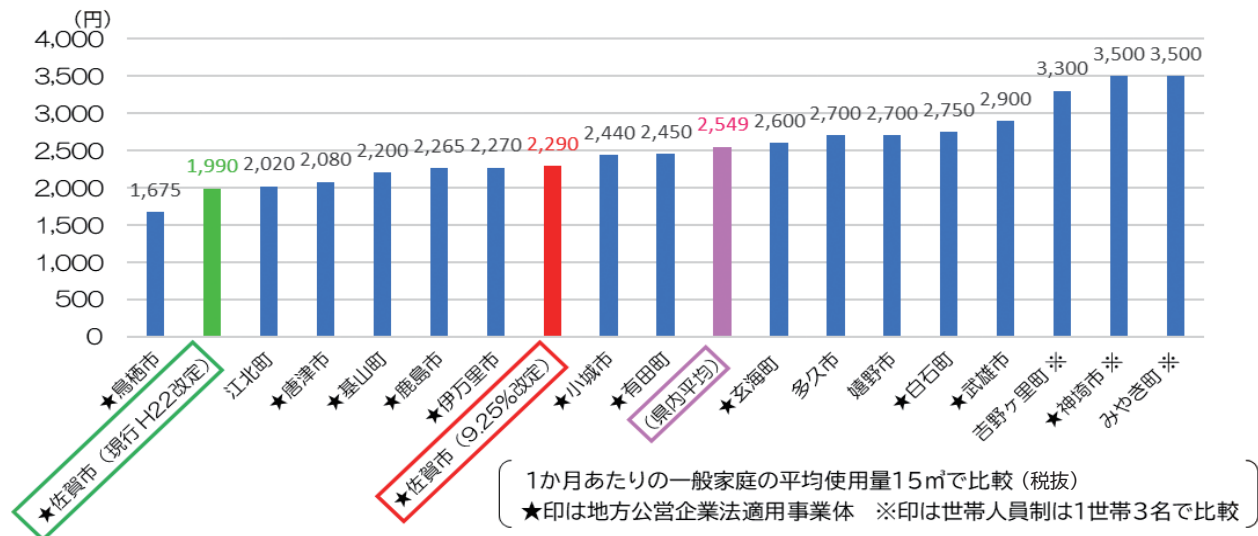
(2か月・税抜)

人槽区分	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)
5人槽以下	4,762	5,202	+440
6人槽以上 7人槽以下	5,716	6,244	+528
8人槽以上 10人槽以下	7,620	8,324	+704
11人槽以上 15人槽以下	15,620	17,064	+1,444
16人槽以上 20人槽以下	17,906	19,562	+1,656
21人槽以上 25人槽以下	23,238	25,386	+2,148
26人槽以上 30人槽以下	27,048	29,548	+2,500
31人槽以上 35人槽以下	30,096	32,878	+2,782
36人槽以上 40人槽以下	33,144	36,208	+3,064
41人槽以上 45人槽以下	36,192	39,538	+3,346
46人槽以上 50人槽以下	39,238	42,866	+3,628



■ 下水道使用料の県内比較（令和8年3月末現在）

改定後も県内平均を下回ります。



■ 下水道使用料改定による家庭への影響額（2か月・税抜）

世帯人員 （代表的な構成） 使用者の代表例	使用水量	現行	改定後・減免期間 （令和8年7月～ 令和9年3月）	改定後 （令和9年4月～）
1人 （一人暮らし） 	10m ³	2,200円	2,200円	2,390円 （+190円） （+1,140/年）
2人 （夫婦） 	25m ³	3,090円	3,090円	3,580円 （+490円） （+2,940/年）
4人 （夫婦+子2人） 	40m ³	5,760円	5,760円	6,580円 （+820円） （+4,920/年）
6人 （二世帯） 	70m ³	11,540円	11,540円	12,780円 （+1,240円） （+7,440/年）

下水道使用料改定 Q & A

Q1 なぜ使用料を改定するのですか？

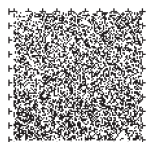
A：これまで、施設の共同化や新たな処理施設の建設中止などによる効率化や、上下水道局発足などによる組織の効率化により、平成22年度以降改定することなく経営を行ってきました。しかしながら、今後は、人口減などにより下水道使用料の収入が減少する見込みとなっております。また、費用は、昨今の物価高騰により増加する見込みであることから、令和8年度に赤字になり、令和10年度には資金が枯渇する見込みとなっておりますが、管路の耐震化や施設の老朽化対策を今後も継続して行うために、今回使用料を改定するものです。

Q2 使用料を値上げしないとどうなりますか？

A：令和8年度に赤字になり、令和10年度には資金が枯渇する見込みとなっていることから、新たに資金を借入することになり、さらに経営が悪化します。また、老朽化した施設や管路の更新ができなくなることから、老朽化に起因する事故に繋がる可能性が考えられます。

Q3 なぜ基本水量を廃止するのですか？

A：基本水量制は、日常生活の上で最低限必要な排出量を考慮し設定してきましたが、近年、単身世帯の増加などにより、基本水量に満たない世帯が増加していることなどから不公平感があるため、基本水量を廃止することとしました。



■ 下水道使用料 新旧比較表

(2か月・税込)

水量(m ³)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)
0	2,420	2,420	0
1	2,420	2,440	20
2	2,420	2,461	41
3	2,420	2,482	62
4	2,420	2,503	83
5	2,420	2,524	104
6	2,420	2,545	125
7	2,420	2,566	146
8	2,420	2,587	167
9	2,420	2,608	188
10	2,420	2,629	209
11	2,420	2,649	229
12	2,420	2,670	250
13	2,420	2,691	271
14	2,420	2,712	292
15	2,420	2,733	313
16	2,420	2,754	334
17	2,420	2,775	355
18	2,420	2,796	376
19	2,420	2,817	397
20	2,420	2,838	418
21	2,615	3,058	443
22	2,811	3,278	467
23	3,007	3,498	491
24	3,203	3,718	515
25	3,399	3,938	539
26	3,594	4,158	564
27	3,790	4,378	588
28	3,986	4,598	612
29	4,182	4,818	636
30	4,378	5,038	660

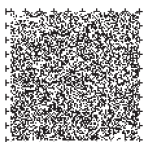
水量(m ³)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)
31	4,573	5,258	685
32	4,769	5,478	709
33	4,965	5,698	733
34	5,161	5,918	757
35	5,357	6,138	781
36	5,552	6,358	806
37	5,748	6,578	830
38	5,944	6,798	854
39	6,140	7,018	878
40	6,336	7,238	902
41	6,543	7,464	921
42	6,751	7,691	940
43	6,959	7,917	958
44	7,167	8,144	977
45	7,375	8,371	996
46	7,583	8,597	1,014
47	7,791	8,824	1,033
48	7,999	9,050	1,051
49	8,207	9,277	1,070
50	8,415	9,504	1,089
51	8,622	9,730	1,108
52	8,830	9,957	1,127
53	9,038	10,183	1,145
54	9,246	10,410	1,164
55	9,454	10,637	1,183
56	9,662	10,863	1,201
57	9,870	11,090	1,220
58	10,078	11,316	1,238
59	10,286	11,543	1,257
60	10,494	11,770	1,276

■ 下水道使用料 速算表 (改定後)

(2か月・税込)

水量		速算式
一 般 用	～ 20m ³	20.9 円 × 使用水量(m ³) + 2,420 円
	21m ³ ～ 40m ³	220.0 円 × 使用水量(m ³) - 1,562 円
	41m ³ ～ 60m ³	226.6 円 × 使用水量(m ³) - 1,826 円
	61m ³ ～ 100m ³	228.8 円 × 使用水量(m ³) - 1,958 円
	101m ³ ～ 200m ³	262.9 円 × 使用水量(m ³) - 5,368 円
	201m ³ ～	320.1 円 × 使用水量(m ³) - 16,808 円

○ 使用料算出後の円未満は切り捨てとなります。



< 下水道使用料の改定に関するお問い合わせ >

〒849-8558

佐賀市若宮三丁目6番60号 佐賀市上下水道局 業務課

TEL : 0952-33-1313

FAX : 0952-33-1336

メール: gyomu.sui@city.saga.lg.jp